



07 吉総第 48 号
令和 7 年 4 月 24 日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫 様
吉野川市監査委員 細 井 英 輔 様

吉野川市長 原 井 敬



令和 6 年度財政的援助団体等監査の結果に係る
指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和 7 年 3 月 28 日付け吉監査第 114 号で提出のありました件について、地方自治
法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

令和6年度財政的援助団体等監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署等名	指摘事項	措置の内容
公益社団法人吉野川市シルバー人材センター	城山老人福祉センターの管理運営に関する基本協定書では、「非常事態に備え、マニュアルを作成し、管理運営業務に従事する者を指導しなければならない。」とされているが、危機管理マニュアルが作成されていなかった。	危機管理マニュアルを作成し、管理運営業務に従事する職員に対して周知及び指導を行いました。
はあと吉野川	吉野川市民プラザ・多目的グラウンドの管理運営に関する基本協定書では、「管理運営業務の対価として指定管理料を支払う」とされ、管理運営業務の内容は「施設及び設備の維持管理に関する業務等」とされているが、管理運営業務に直接必要のない寄付金の支出を行っていた。	吉野川市民プラザ・多目的グラウンドの管理運営に関する基本協定書に基づき、適正な管理運営及び事務処理に努めます。